

令和3年度事業計画

公益社団法人島根被害者サポートセンター

はじめに

「島根被害者サポートセンター」は、平成13年に「島根犯罪被害者相談室」として警察本部内に設立され、令和3年度に発足20周年を迎える。

発足からこれまでの間、島根県公安委員会からは「犯罪被害者等早期援助団体」としての指定、島根県知事からは公益社団法人としての認定を受けて、組織基盤の強化を図り、社会的信用を獲得しながら、民間の被害者支援団体としての特性を活かしたきめ細かな支援活動を推進してきた。

島根県内における刑法犯の認知件数や人身交通事故の発生件数は減少傾向にある。しかし、一度刑法犯罪や交通事故等の被害に遭った被害者あるいはその家族(以下「被害者等」という。)は、犯罪等による身体への直接的被害だけでなく、再び被害を受けるのではないかとという不安や恐怖、長期間に亘る精神的・経済的苦痛、困難となる日常生活の維持、周囲の無理解による二次被害など、それぞれが抱えている問題は深刻かつ多様化している。

「島根被害者サポートセンター」は、被害者等のこのような被害や苦痛の回復や軽減を図り、一日でも早く日常生活を取り戻していくことができるように、事件・事故の軽重にとらわれず、一人ひとりの被害者等の心に寄り添い、必要とされる支援を適切かつ的確に行っていくことが求められている。

令和3年度においても、これまでと同様に、犯罪被害者等基本法に定められている基本理念

- ・被害者の尊厳にふさわしい処遇の実現
- ・被害者の置かれている状況等に応じた適切な支援の実施
- ・途切れることのない支援の実施

を踏まえ、市民目線によるきめ細やかな支援活動を推進していく。

なお、各事業の推進に当たっては、収束には時間を要する新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、被害者等のもとより、事業に携わる職員等の感染防止に配慮した方法を取り入れていく。

【取り組むべき重点施策】

① 犯罪被害者を支える人材の育成

○ 支援活動員の拡充

ボランティア養成講座の開催により、新たな人材の発掘と育成に努める。

○ 支援活動員のスキルアップ

被害者等からの支援に関する要望は多様化しており、その期待に応える質の高い支援を提供するためには、時代の変化や、その時代の犯罪の動向などに関心を持ち、被害者支援に関する専門的な知識の習得と実務能力の向上が求められる。各種研修等を通じ、支援活動員が、被害者等のニーズに応え、切れ目ない支援を実現できるようにスキルアップを図る。

② 効果的な広報・啓発活動

「やさしさで、つなぐ広がる支援の輪」をスローガンに、被害者支援に対する県民の理解の増進及び当センターの認知度向上に向け広報・啓発活動を推進する。

③ 関係機関との連携強化

○ 関係機関との連携による多面的支援の推進

島根県、島根県警察を始め、法テラス、県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワーク加盟団体等との連携を一層強化し、被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援活動の充実強化を目指す。

また、日本語を話すことができない外国人被害者等への支援に備え、しまね国際センターとの緊密な連携を確保する。

○ 被害者支援の充実に向けた協議等の推進

国においては、令和3年4月1日から令和7年度末までの5か年に亘り、「第4次犯罪被害者等基本計画」により被害者支援にかかる取り組みが展開される。同基本計画では、第3次基本計画において掲げられた地方自治体による被害者支援の強化が一層強力に展開すべき施策として掲げられる。

このような被害者支援を巡る国の動向、これに呼応する県の動向を踏まえ、民間の犯罪被害者支援団体としての立場から、今後の被害者支援活動の充実に向け、条例の制定や各機関の連携・協働の在り方などについて関係機関と検討、協議を進めてゆく。

④ 県西部における支援活動の充実に向けた取組みの強化

支援を必要とする県民が、その居住地域を問わず、均等に必要な支援の提供を受けることができるように、基盤の脆弱な県西部地域における支援体制の強化を図る。

⑤ 財政基盤の強化

安定的な財源確保に向け、既存の資金調達活動のほか新たな手段による

財源確保に取り組む。

【具体的事業】

1 相談事業

(1) 電話相談

ア 支援活動員が、相談専用電話により犯罪被害に関する相談に対応し、被害者等が抱える問題、支援ニーズを把握し必要な指導・助言、情報提供、具体的支援に向けた提案等を行う

相談専用電話(無料)0120-556-491(こころのすくい)

受付時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

(祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く。)

また、公益社団法人全国被害者支援ネットワークが、加盟各センターの相談活動を補完するために開設している

「犯罪被害者等電話サポートセンター」

ナビダイヤル0570-783-554(なやみはここよ)

との連携を密にし、事案の確実な引継ぎに努める。

(2) メールによる相談

大きな精神的負担を抱える性的犯罪の被害者等の負担軽減を図るためホームページの専用フォームによる「メール相談」を受け付ける。

(3) 面接相談

相談対応に関する知識、技能を有する犯罪被害相談員が、センターの面接室等において犯罪被害に関する相談に対応する。相談の受理にあたっては、相談者との信頼関係の構築に努めるとともに、被害者等の現状を把握し、情報の提供、支援プランの提案、関係機関の紹介等を行い、個々の被害者等に応じ、必要とする継続的な支援に繋げていく。

相談時間は、原則、電話相談と同様の時間帯とするが、相談者の事情、要望に配慮し、柔軟な対応に努める。

(4) カウンセリング

面接相談の結果、被害者等に対する精神的な支援が必要と思われる場合は、島根県臨床心理士・公認心理師協会に登録された被害者支援カウンセラーによるカウンセリング(原則5回まで無料)を実施する。

更に、被害者等に対する医療的措置が必要な場合には、精神科医師を紹介する。

また、全国被害者支援ネットワークによるカウンセリング等支援制度(日本財団「夢の貯金箱」の支援金事業)についても有効に活用する。

(5) 法律相談(弁護士による相談対応)

被害者等に対する面接の結果、法律相談について要望があれば、その必要性を判断の上、島根県弁護士会の協力の下に弁護士による相談対応

(3回まで無料)を行う。

2 直接的支援等事業

(1) 直接的支援活動

ア 付き添い支援

被害者等が抱えている精神的負担等の軽減を図るため、警察、検察庁、裁判所、病院、行政窓口等への付き添い支援を行う。

イ 生活支援

被害者等の日常生活を支えるため、自宅訪問等による具体的な指導・助言、市町村をはじめとする関係機関との連携により、各種社会保障制度や各種社会資源の活用など日常生活の回復に向けた支援を行う。

(2) 給付金支給申請の補助等業務

犯罪被害者等給付金の裁定申請の補助、あるいは全国被害者支援ネットワークによる被害者緊急支援金(日本財団「夢の貯金箱」の支援金事業)等の申請等により被害者の精神的、経済的負担の緩和を図る。

(3) 自助グループ支援事業

被害者、その遺族の要望に応じ、同じような辛さや問題を抱えた被害者、遺族同士が語り合うことができる交流の場の提供を行う。

3 支援活動員養成・研修事業(人材育成)

(1) 「第13回被害者支援ボランティア養成講座」の開催

新たな支援活動員を養成するため下記のとおり養成講座を開催する。

[開催日]

7月3日、10日、31日、8月7日、21日(すべて土曜日)の計5日

[講座内容]

弁護士、臨床心理士、司法、行政等で被害者支援に携わる専門家や被害者遺族等が講師となり、受講者が支援活動員として必要な基礎的知識を習得するための講義を受ける。

[受講対象者]

受講対象者は、年齢25歳以上とする。

(2) 支援活動員の研修事業

ア 部内研修会の開催

支援活動員のスキルアップを図るため、毎月1回研修会を開催する。

[内容] テキストや研修用DVD等を活用した研修、部外講師による教養・指導、ロールプレイを取り入れた実践的研修、県外研修参加者による伝達、支援事案に基づいた事例検討会等のほか、裁判への付き添い支援に備えた裁判傍聴等を実施する。

イ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修会への参加

- (ア) 中国・四国ブロック質の向上研修上半期研修会
9月4日、5日 開催場所 高知県 参加予定者5名
- (イ) 全国犯罪被害者支援フォーラム2021及び秋期全国研修会
10月中 開催場所 東京都 参加予定者4名
- (ウ) 中国・四国ブロック質の向上研修下半期研修会
時期・開催場所 未定 参加予定者4名

4 広報・啓発事業

(1) 各種広報・啓発活動

ア マスコミ活用による広報

- (ア) 山陰中央新報紙「さんさん」欄への掲載
- (イ) 報道機関への各種資料提供による広報

イ ラッピングバス運行による広報

- (ア) 松江市営バス～松江市内を運行、広報を実施（平成22年度から）
- (イ) 石見交通バス～浜田市内を運行、広報を実施（平成23年度から）

ウ 広報誌、リーフレット等による広報

(ア) 広報誌の発行

「ニューズレター」を年2回（1月・8月）発行する。

(イ) 広報グッズの活用

リーフレット、サポーターバッジ、クリアファイル、賛助会員の証等を効果的に活用する。

エ 自治体広報誌、地域情報誌等の利用

各自治体広報誌、地域情報紙等へ広報記事を掲載する。

オ ホームページによる広報

ホームページは、適宜最新のものに更新し、各種活動紹介、被害者支援を考える講演会、ボランティア養成講座、イベントの紹介など、きめ細かな情報発信を行う。

カ 若年層を対象としたSNS利用等による情報発信

全国被害者支援ネットワークが行っているSNSを活用した広報活動に併せ、若年層を対象とした情報発信を行っていく。

キ 「犯罪被害者週間」(11/25～12/1)における広報・啓発活動

犯罪被害者週間を中心とし、島根県、島根県警察、その他関係機関と協働して、パネル展の開催等の広報・啓発活動を実施する。

ク 各種イベントへの参加

県主催「しまね人権フェスティバル」等へ参加し、啓発ブースを出展するなどにより広報啓発を行う。

(2) 「令和3年度被害者支援を考える講演会」の開催

犯罪被害者等が置かれている状況、被害者支援の必要性等について県

民理解の増進を図るため、犯罪被害者遺族を招き「令和3年度被害者支援を考える講演会」を開催する。

[開催月日] 11月6日(土)14:00から

[会場] 島根県民会館 3階大会議室

[講師] 殺人事件被害者遺族

加藤 裕司 氏

(3) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

島根県警察の委託事業として、島根県教育委員会の協力を得て開催する。

[開催期間] 令和3年4月～令和4年3月

[開催校] 県下の中学校・高校 計11校

[内容] 県下の各中学・高校に犯罪被害者遺族を招き、家族を失った思いや悲しみを生徒に直接語りかけ、犯罪被害の悲惨さ、遺族の心情を伝え、命の大切さや犯罪被害者等への理解や規範意識について涵養する。

5 関係機関との連携強化

(1) 会議等への出席

関係機関との協力関係を深め、情報交換を行うため、以下の会議に出席する。

ア 全国被害者支援ネットワーク主催による会議

- ・全国新任事務局長等研修会議 8月23日 東京都
- ・全国事務局長等会議 8月24日 東京都
- ・中国・四国ブロック事務局長会議(上半期) 9月3日 高知市
- ・中国・四国ブロック事務局長会議(下半期) 開催日・場所未定

イ 県内における会議

- ・島根県犯罪被害者支援連絡協議会総会 時期未定
- ・市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議 時期未定
- ・犯罪被害者支援地区ネットワーク会議 時期未定
- ・島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会総会 時期未定

(2) 被害者支援の充実に向けた協議等

被害者支援に特化した条例の制定や関係機関との連携・協働の在り方等について、検討・協議を進める。

6 県西部の支援活動の強化

(1) 一日面接相談所の開設

月に1回(原則第4火曜日)、浜田市において開設している「一日面接相談所」について、積極的に広報を実施して周知を図ることにより、県西部における支援活動の強化に繋げる。

(2) 人材育成

石見部における新たな支援活動員の発掘と人材育成に努める。

(3) 「(仮称)西部相談室」設置に向けた活動

「(仮称)西部相談室」の設置計画に基づき、設置に必要な資産取得資金の積み立てと運営資金の調達に努める。

7 財政基盤の強化(ファンドレイジングの推進)

センター運営の基盤となる安定的な財源確保に向け、ファンドレイジングを推進する。

(1) 「支援自動販売機」の設置促進

寄付金が当センターの最も大きな財源となっている「支援自動販売機」の設置促進に継続的に取り組む。

※令和3年3月現在、支援自動販売機設置台数は112台

(2) 賛助会員(個人・団体)の拡大

個人・団体への働き掛けを強化し会員の拡大を目指す。

(3) 募金箱の設置

県下の企業、団体等へ、リーフレットポケット付き募金箱設置を促進する。

(4) 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」への参加

毎月11日、イオン松江店で発行された黄色いレシートを店舗内に設置された登録団体の投函ボックスに投入することにより、当該登録団体がレシート合計金額の1%相当額を寄付金として受け取ることができるもの。令和3年度も引き続き団体登録し、キャンペーンに参加する。

(5) 中古本寄付プロジェクト「ホンデリング」への参加

被害者支援についての理解と支援の輪を広げるため、全国被害者支援ネットワークによる同プロジェクトに令和3年度も継続して取り組む。

(6) 新たな資金調達に向けた取組みの検討